

「佐賀取水堰に係る検討協議会」とりまとめ

「佐賀取水堰に係る検討協議会」（以下、「検討協議会」という。）は、平成21年9月24日の第1回検討協議会以降、各委員やオブザーバーの方の参加により、「佐賀取水堰に係る専門家会議」（以下、「専門家会議」という。）の河川環境調査の検証結果等の報告を受けながら、設置要綱に定めます協議事項等について議論を重ねてまいりました。その結果、下記のとおり意見をとりまとめましたので報告します。

記

1. 検討協議会では、高知県における再生可能エネルギーの導入状況および高知県西部地域における佐賀発電所の重要性等に関する報告を受けて現状を理解した。また、各委員からは「川本来のあるべき姿や四万十川を大切に思う気持ち」が表明され、議論がなされた。その結果、これまで四万十川流域においては、全国に誇れる四万十川を守り育てる取り組みが行われてきており、今後とも四万十川の環境保全に向けた、より一層の取り組みが必要であるということで、意見は一致した。

2. 佐賀取水堰では、前回の水利権更新以前を大幅に上回る河川維持流量が通年放流されてきており、専門家会議から「佐賀取水堰から梶原川合流点までの区間において、夏季における水温の低下、底生動物および付着藻類の生育環境の改善などが認められる」との報告が行われた。そのうえで、河川環境については各委員から様々な意見が出され議論がなされた。

その結果、県西部地域におけるエネルギーの安定確保などを勘案すると、佐賀取水堰・発電所の運用を継続するが、現在の河川維持流量は確保したうえで、河川流量が少なく鮎の降下等に大きな影響がみられた際には、関係機関等が協力して対応することが望まれる。

また、許可期間については、本流域が国の「重要文化的景観」に選定されていること、さらには「日本最後の清流」といわれる四万十川を守り、後世に伝えていくことが必要であるとの流域住民の強い想いを勘案すると、現状を維持することが適切である。

検討協議会では、これまで佐賀取水堰に関する検討を行ってきたが、今後においては、流域における河川環境等に関するこれまでの取り組みを踏まえたうえで、流域の方々の四万十川に対する想いを尊重し、流域住民、企業、行政機関、NPOなど全ての関係機関が連携して、四万十川の河川環境の保全・改善に対して目標を持って取り組むことが喫緊の課題である。

平成22年11月25日
佐賀取水堰に係る検討協議会